

二〇〇三年度

## 社会科 修論（高一）

毎年社会科では、「社会科基礎課程修了論文」(修論)の提出を高一の三学期の生徒諸君にもとめる。二〇〇三年度高一修論から『論集』への掲載は、小畑君の一本である。これは、当該学年の修論のレベルが劣っていたことを必ずしも意味しない。私が担当したもの(修論の評価は社会科の十三名の教員が分担している)のなかにも、なかなか力作といつてよいものは他にもあった。

小畑君の論文については、知的財産権というきわめて時事的なテーマを、ラーメン屋間の訴訟という具体的な事例のなかで取り上げたユニークさで評価した。写真資料の活用なども積極的に、フットワークの軽さを感じさせる文章の運びもよい。自分の生活圏で起っている事柄への関心の持ち方、現場に足を運んで調査し、関係者にインタビューする姿勢など、ジャーナリズムにつながる資質を感じさせてくれるものがあり、なにより小畑君のラーメン好きがにじみ出てきて、読んでいて楽しかった。

(山岡)

## ラーメン屋「一蘭」訴訟問題と 知的財産法について

高一―五 小畑 雅嗣

### 序章 本テーマ選択の経緯

高校一年の夏、日本テレビの高校生クイズに出場した帰りに、後楽園ラクーアにある「一蘭」というラーメン屋に寄った。そこは一風変わったラーメン屋で、注文してから食べ終わるまで一切、他人と顔を合わせず、喋らずに済むというシステムを採用している。このラーメン屋に入るや否や、大きな木製の看板と赤い文字が目に残った。席が空くまでの時間に読んでみると、そこには「一蘭」とよく似た営業形態をとっている「康竜」というラーメン屋への、訴訟の経緯が書かれていた。現在、裁判は進行中という事である。

僕はこの問題に興味を持ったので調べてみると、この場合は「知的財産法」に基づく裁判になる事が分かった。そこで、知的財産法とはどのような法律なのか、それが侵害されるとはどのような事なのかを、詳しく調べてみる事にした。また最後に、この裁判の結果を自分なりに予想してみようと思う。

## 第一章 「一蘭」と「康竜」の類似点

このまま法律的な事に踏み込むには、裁判の論点が何なのか、あまりにも漠然としてしまったので、まず「一蘭」と「康竜」がそれぞれどのように店を運営しているのかを調べ、一店の類似点、そして一蘭が問題にしている箇所についてまとめてみた。どちらかに鼻頂目にならないよう、類似点についても、味についても、出来るだけ客観的に書くように努力した。

### 【一蘭】渋谷店調査

地下への階段を降りて、ラクーア店に入った時と同じように券売機（写真1A）で食券を買って中に入ると、座席が空くまで小さなスペースで待たされる。

座席の状況がランプで表示されるようになっており（写真2）、「空」ランプが点くと、並んだ順番に中へと入り、空いた席に座る



写真1A 一蘭・券売機



写真3A 一蘭・店内

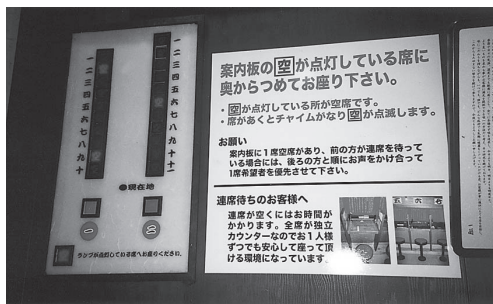


写真2 一蘭・空席表示ランプ

システムになっている（写真3A）。

その横には大きな板が掲げてあり（写真4）、「康竜」が「一蘭」に無許可で、極めて似た味のラーメンとシステムを採用している事、「一蘭」は「康竜」側に再三改善の申し入れをしているが、一向に受け入れられない事が書かれていた。一つ一つが仕切られた、目の前に赤い暖簾（写真5A）が下がっている座席（写真6A）に着くと、好みでラー

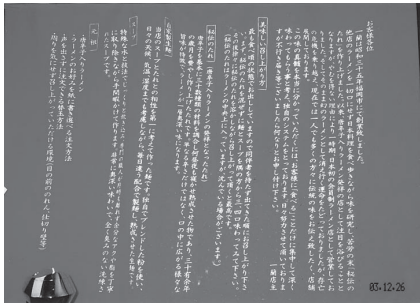


写真5A 一蘭・暖簾

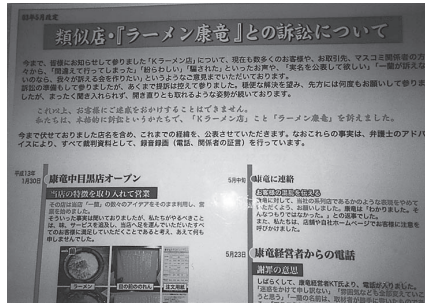


写真4 一蘭・訴訟について書かれた大きな看板

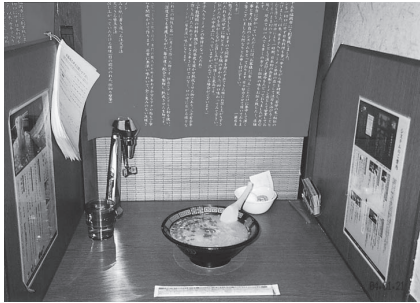


写真6A 一蘭・座席

メンをカスタマイズできるように店員から注文用紙が渡され(資料1A)、ここで初めての人は注文の仕方についての説明を受ける。暖簾のお陰で店員の姿は全く見えず、向こうが一方的に喋るので、声を一切発しなくても注文出来るのが、この店の「売り」のひとつである。

注文用紙を渡すと、「お好

みでお召し上がり下さい」と、店員から半熟ゆで卵が渡される(資料2)。ゆで卵は、口の中に残った味を消す効果があるとパンフレットに書いてあった。

ゆで卵を受け取ると、目の前にすだが下がり、半密室状態に

**たまごの不思議な効果**

「ゆでたまご」を食べて口直しをしながら日本酒の利き酒をする方がいらつしやいます。利き酒師は多種類の微妙な味の違いを記憶する味覚のプロの方です。口の中に残った味を無にし、次に口にする物の味を鮮烈にするためには、ゆでたまごが利用されています。

この不思議な効果がある、「ゆでたまご」を最初に冷口直しとして食べて頂ければ、お客様の味覚をさらに研ぎ澄まし、次に食べるラーメンの味がより鮮烈に、また奥深く味わって頂ける事と思われま

資料2 一蘭・ゆで卵の説明書

お客様の微妙な味覚にお応えするためのラーメン注文用紙です。  
**着席後まず〇をつけて下さい。**  
 どのように選ばれても料金は変わりません。

わからない方、御用の方は目の前の(指)ボタンで従業員をお呼び下さい。

味の濃さ	初めの方は余程の好みがない限りまず基本でお召し上がり下さい。
	うす味                      基本                      こい味
こってり度	初めの方は余程の好みがない限りまず基本でお召し上がり下さい。
	なし                      あっさり                      基本                      こってり                      超こってり
にんにく	少々までは臭いを気にせず召し上がって頂けます。
	なし                      少々                      基本 (1/2片分)                      1片分
ねぎ	どのように選ばれても料金は変わりません。
	なし                      白ねぎ (太ねぎ)                      青ねぎ (細ねぎ)
チャーシュー	どのように選ばれても料金は変わりません。
	なし                      あり
秋伝のたれ 唐辛子ベースの たれです	注意！辛いのが苦手な方、小さなお子様は $\frac{1}{2}$ 倍でお召し上がり下さい。
	なし $\frac{1}{2}$ 倍                      基本                      2倍 (倍)
	↓ 入れなくても一般のラーメンと同じで十分おいしく召し上がれます。
麺のかたさ 自家製生麺	超かた                      かため                      基本                      やわめ                      超やわ

・購入された全ての食券とこの注文用紙を従業員へお渡し下さい。  
 ・従業員が気付かぬ時は、目の前の(指)ボタンで呼び出して下さい。  
 『豚骨中システム』特許出願済 出願番号：特願2003-289989

資料1A 一蘭・注文用紙

このはし袋で追加注文を承ります。追加の方のみ○をつけてください。一品からでもお気軽にどうぞ。

替玉 150円 超かた・かため・基本・やわめ・超やわ	半替玉 (半分量) 100円 超かた・かため・基本・やわめ・超やわ	追加ねぎ (4倍量) 100円 白ねぎ (本ねぎ)・青ねぎ (細ねぎ)
追加チャーシュー (3枚) 150円	きくらげ 100円	ごはん 200円
		小ごはん (7割量) 150円
		半熟塩ゆでたまご 100円
		脂解美茶 200円

- ①追加注文したい品に○をつけてください。
- ②現金をご用意ください。(食券はいりません)
- ③目の前の◎ボタンで従業員を呼び、現金とこのはし袋をお渡しください。



### 資料3 一蘭・注文用紙になっている箸袋

中目黒店にも行って見たが、ここでは「一蘭」の類似点が多かった。「康竜」渋谷店について述べてみようと思う。店の中に入ると、ま

なる。ラーメンが届く時と、追加注文の時以外は、三方がふさがったこの状態のまま食べる。これは「味集中システム」という「一蘭」独自のシステムで、他人の目を気にせず、ラーメンを味わうことに集中して欲しいというポリシーから生まれたものとのことである。替玉などの追加注文をする場合は、箸袋を兼ねた注文用紙を利用する。追加注文したい品に○をつけ、目の前の押しボタンで従業員を呼び、現金と箸袋を渡せば無言で追加注文ができる(資料3)。

【「康竜」渋谷店調査】

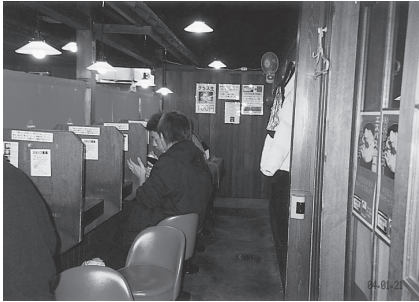


写真3B 康竜・店内



写真5B 康竜・暖簾



写真6B 康竜・座席

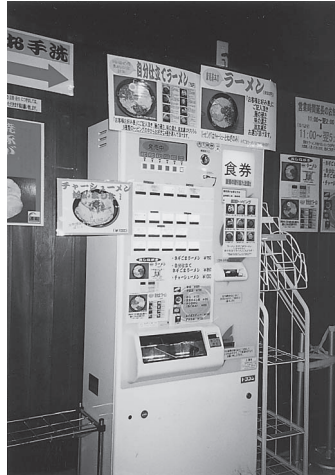


写真1B 康竜・券売機

ず広いという印象を受けた。「一蘭」と違い、順番待ちの部屋などを細かく区切っていないせいかもしれない。(写真3B)

席 ( )	トッピング	1 辛子海苔	5 半熟たまご			
	4の理々	2 追加	6 有明のり			
	下さい	3 さくらげ	7 豚の角煮			
	4 特製メンマ	8 揚げ	8 じんじく			
	味の濃さ	超硬	硬	普通	柔	超柔
	油加減	なし	少	普通	多	超多
	焼	なし	あり			
	豚	なし	あり			

① 肉類は生肉・生卵・生魚・生野菜・生肉類は、必ず調理済みであることを確認してください。  
 ② トッピングは、必ず調理済みであることを確認してください。  
 ③ トッピングは、必ず調理済みであることを確認してください。  
 ④ トッピングは、必ず調理済みであることを確認してください。

資料1B 康竜・注文用紙



写真7 康竜・替玉君



写真8B 康竜・ラーメン



写真8A 一蘭・ラーメン

食券を買うシステムは一蘭と同じ(写真1B)。座席は一見、ひとりひとりの席が区切られていて、一蘭と似ているが、目の前の暖簾(写真5B)が中途半端な長さで、おまけに横の仕切りも浅い為(店員の姿がしっかりと確認できるぐらいスカスカ「写真6B」)、一蘭のように完璧な閉鎖性はない。

席につくと、麺の固さや味の濃さその他が自分好みに調整できるようにになっているオーダー用紙が机の上に置かれていた。「お客様

お好み表」と名称は変えているものの、内容は一蘭のものと寸分違わぬ物だった(資料1B)。

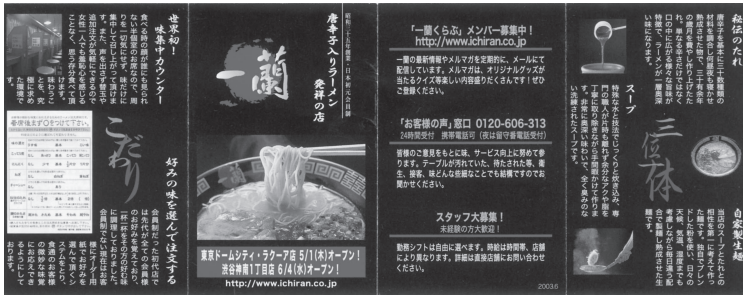
ただ、「自分仕立てラーメン」

なお、メニューには普通のラーメンと自分仕立てラーメンの二つがあったが、一蘭との比較の為、トッピングを一切追加しない普通のラーメンを注文した。

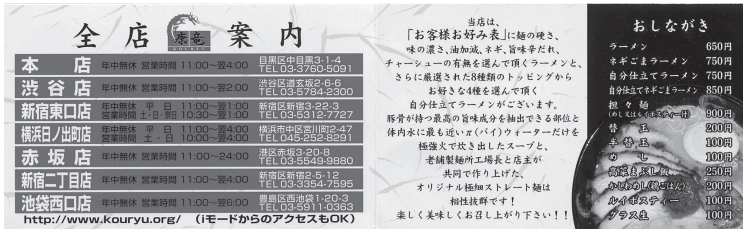
運ばれてきたラーメンを見て驚くのは、その外見があまりにも似ているという事(写真8A・8B)。スープの色、麺の太さ、スープの上に浮いている唐辛子ペースの秘伝のたれ、何から何までそっくりそのままである。実際に食べ

という、4種のトッピングが自分で選べるラーメンが康竜の新メニューに最近加わったこと、机の右横には「替玉君」という、コインを投入するだけで替玉が注文できる機械が設置されていること(写真7)、この二点については康竜のオリジナリティーを感じた。

てみると、その思いはさらに強まった。これなら「一蘭」が「康竜」を訴えるのも無理はない、と感じた。



資料4A 一蘭・パンフレット



資料4B 康竜・パンフレット

## 一蘭と康竜の類似点 まとめ

### ◎ システム

- ・味集中システム(『康竜』は渋谷店のみ)
- ・注文用紙(資料1A・1B)
- ・カウンターの目の前ののれん(写真5A・5B)
- ◎ メニュー

- ・とんこつスープ(味)
- ・極細ストレート麺

・秘伝のたれ(唐辛子)  
肝心の味の違いを明確にする為に、二軒をハシゴしてみた結果、二店のラーメンは味そのものも大変に似ていることが分かった。ただ、「一蘭」のスープに深みがあったのに対し、「康竜」のものは薄っぽい印象が拭えなかった。

麺についても、「康竜」のものは、スープと絡んでいないせいで一口目がたこ糸のような食感だった(替玉をした後のような感じ)。ただ、「康竜」の自分仕立てラーメンのトッピングはシステムとして優秀だし、豚の角煮は肉厚で嬉しかった。

今回は食べ比べたから二者の違いが明確に分かったものの、別個に食べていたら同じように感じるかもしれないと思った。

## 第二章 訴訟の経緯

「一蘭」と「康竜」両店を訪れて調査をした結果、両店の雰囲気・営業方針と、その類似点については分かったが、裁判の様子について

でもう少し詳しく掘り下げてみたかったので、電話で「一蘭」康竜訴訟対策本部に話を伺ってみた。

・裁判は現在も進行中で、一ヶ月に一度ぐらいの頻度で裁判が行われる（簡単な話し合いといった程度）。

・専門家の先生（弁護士）に相談をし、五、六度訴えの内容に変更を加えている。

・現在形勢は五分五分。

・「一蘭」側は、紛らわしい内装（暖簾の注意書きや仕切りなど）の変更と、ブランドイメージを汚した、その他の理由で賠償金一千万円を要求している。

今までの経緯などの資料をいただけなのか、と頼んでみたが、現在も裁判が進行中とのことで、これ以上の話は伺うことができなかった。

【訴訟の経緯】（資料が『一蘭』ホームページ及び店の前の訴訟について書いてあるボードしかなかったので、多少『一蘭』晶貞になってしまっているかも知れません）

平成十三年一月三十日

「康竜」中目黒店がオープンする。

「一蘭」は、「康竜」がよく似たアイデアを利用して営業を開始している事を知っていたが、あえて何も言わずにいた。

平成十三年三月頃

「一蘭」のもとへ、よく似た店があるので紛らわしいといった類の、「康竜」に関する声が多数寄せられる。

これを受けて「一蘭」が「康竜」についての調査を行うと、雑誌やテレビを通じて、「一蘭」で修行をした「博多の有名店を受け継ぐ」などという、まるで「一蘭」の系列店であるかのような表現を使っている事が分かる。

平成十三年四月二十八日

「康竜」渋谷店オープン。さらに「一蘭」と酷似した内装で、客からの苦情が一段と多くなり、「一蘭」側としても看過する訳にはいかなくなる。

平成十三年五月中旬

「康竜」に対して客の混乱を伝え、「一蘭」の系列店であるかのような表現を止めてもらうように伝えた。「康竜」側は「わかりました。そんなつもりではなかった」と回答し、「一蘭」は店舗やホームページで客に対して注意を呼びかけ始めた。

平成十三年五月二十三日

「康竜」経営者より、「一蘭」に電話が入る。「迷惑をかけて申し訳ない」「一蘭」の名前は、取材者が勝手に書いたものである」「マスコミには紛らわしい表現はやめるようにしている」という内容であった為、一旦は丸く収まる。

平成十三年六月三十日

「康竜」新宿店がオープンする。雰囲気を変えるところか、「一蘭」の取引先の工務店に直接、「『一蘭』と同じようなシステムを作って欲しい」と依頼した事が分かる。

平成十三年十月

「康竜」経営者自らテレビ出演し、「一蘭」が取材を受ける度に

言い続けてきたことも、自分達の言葉のように語る。

平成十三年十一月二十八日

電話の謝罪の言葉と逆だったばかりか、さらにエスカレートしていく行為に、「一蘭」は次の段階の対策に踏み切る。電話でいい加減な答えを求めるのではなく、考えをはっきりと伝える為、「内装の見直し」と「テレビ雑誌で誤解を招く表現をしないこと」を手紙で要請する。

平成十三年十二月七日

「康竜」の答えは「内装も変えないし、今までの営業スタイルを変えつつもりはない」というもの。

平成十四年一月

はぐらかされるばかりなので、「一蘭」は「康竜」との話し合いの場を裁判所に設ける事にする。「一蘭」に寄せられた声を伝え、内装の見直し、表現を止めるよう、再び要請する。

しかし、「康竜」の答えは、あくまで内装の変更はしないというもの。話し合いの中で、「金銭的な負担はしたくない」という声が出たので、「一蘭」から「金銭は当社が負担しても構いません」と提案したが、それすら聞き入れられずに終わる。

平成十四年四月

「一蘭」が「ラーメン康竜」を経営する「株式会社アンティム」を正式に提訴する。

平成十四年六月

第一回期日で「康竜」の回答が発表される。「そもそも『一蘭』と『康竜』は似ていない。また我々は『一蘭』の店舗形態を模倣した覚え

はない。東京においてまったく無名な『一蘭』に、『康竜』がただ乗りするとはまったく的外れな議論だ」との主張がなされる。

平成十四年十月

「康竜」に改善の意志がない事が伝えられた為、「一蘭」は六本木店、上野店、桜木町店の三店舗でアンケート調査を実施する。

その結果、二千名の意見のうちの七十五パーセントが、「康竜」を実際に系列店だと思った事がある、あるいは系列店と間違えてもいたしかたない」というものだった。

平成十四年十一月

法学を専門とする大学教授からも協力を得た「一蘭」は、専門分野からの意見書として裁判所に提出する準備を始める。

平成十五年四月

「康竜」が、同様の店舗形態で、関西地区、京都市中京区に出店する。

「一蘭」に、京都の客からも系列店かという問い合わせが入るようになる。

現在も裁判は続いており、「一蘭」は意見書を元にして、不正競争防止法違反にて再提訴に取りかかっているとの事です。

### 第三章 知的財産権と不正競争防止法

「一蘭」のボードにも書いてあったが、今回のようなトラブルで訴訟問題になった場合、知的財産権をめぐる、不正競争防止法という法律に基づいて裁判が行われるらしい。

それではそもそも、知的財産権とは、どのようなものなのであろうか。

### 「知的財産権とは？」

知的財産権は、知的所有権とも呼ばれ、「人間の知的活動によって生まれた生産物も、他の財産と同じように保護されるべきである」という考えから生まれた権利である。特許・実用新案・著作権など、所謂世間一般で言われている「パクリ」という言葉と大きな関係があるといえは分かりやすいかもしれない。

しかし、知的財産権と呼ばれるものに明確な定義はなく、保護される対象もかなり広範囲に渡っている。

近い将来、知的財産基本法という法律ができる予定があるものの、日本では現在、知的財産権法、意的所有権法という法律はないのである。

それでは、どのようにして知的財産権は守られているのであろうか？

### 「知的財産権の種類」

知的財産の侵害から身を守る為には、権利を取得するという手がある。特許法(発明)、実用新案法(考案)、意匠法(意匠)、商標法(商標)などは、特許庁に登録することで権利が認められる。

しかし、今回の「二蘭」のケースは、独自で開発したシステムアイデアを盗用されたと訴えているわけだが、何かしらの権利を取得していた訳ではない。

しかし、権利を取得する手続きをしなくても守ることの出来る知

的財産権もある。著作権や、不正競争防止法による請求権・肖像権・パブリシティに基づく権利(有名人の氏名または肖像などが有している顧客吸引力に着目し、それらが営業的に利用される際の財産的価値)などが、これにあたる。

### 「不正競争防止法」

不正競争防止法は文字通り、不正な競争を防止する法律である。この法律で禁止されたことを行おうと、不正競争防止法上の請求権により、不正競争行為であるとして、差し止め請求・或いは損害賠償請求が成されることがある。

不正競争行為というのは、他人が多大な時間、労力をかけて築き上げた顧客吸引力などを横取りするものである。不正競争防止法では、一定の不正行為を列挙し、これを禁止している。

資料によると、不正競争防止法で禁止されている行為は、以下のような行為である。

1. 他人の商品等の表示(商号、商標、その他商品や営業を表示するもの)として、需要者に広く知られているものを使って、他人の商品または営業と混同させる行為
2. 他人の著名な商品等表示を使った商品を使う行為
3. 販売後三年以内の他人の新しい商品形態(外観)を模倣した商品を扱う行為
4. 他人の営業秘密を窃盗等の不正な行為で取得したり、これを開示したり使用したりする行為
5. 商品やサービスに、原産地や品質を誤認させるような表示をし

- たり、この表示物を取り扱う行為
- 6. 競争関係にある他人の営業上の信用を害する嘘の事実を知らせる行為
- 7. ドメイン名の不正利用行為
- 8. 外国の国旗等の使用行為
- 9. 技術的制限手段無効化行為

(以上・『知的財産法』・『知的財産権入門』より)

では、「一蘭」「康竜」訴訟問題の場合は、どの項目に該当するかを、次の章で調べたいと思う。

## 第四章 検証

今回の訴訟の争点となる先に述べた1〜9の不正競争防止法に基づいて、二店の類似性を検証してみようと思う。

### 1. 他人の周知商品等表示の混同惹起行為

これは、商品（本件の場合はラーメン）を売るために使われている周知（一定の範囲で有名な名前（商号や屋号）、商品の容器、包装などを使って他人の商品や営業と混同を生じさせる）行為である。今回の場合は、「一蘭」の謳っている、「世界初味集中システムカウンター」「好みの味を選んで注文するオーダー用紙」「秘伝の唐辛子ダレ」など、似ていることは確かである。

現に、「一蘭」側に、「一蘭の系列店だと思って入ってしまった」などという客からのクレームが多く入ったことも今回の訴訟に至る

ひとつの大きな切っ掛けだと聞いている。

しかし、反面、写真6A、6Bの客席の様子を見れば、カウンターの閉鎖性に関しては、康竜は不完全で、暖簾の向こうの従業員の姿も丸見えなので、この点については、中途半端な模倣であると感じる。

### 2. 他人の著名な商品等表示の盗用行為

これは、著名（全国的に有名）な名前やマークなどの商品等表示と同一、類似なものを混同の有無に関わらず使う行為である。

本件の場合、店名においては「一蘭」「康竜」と全く問題はないが、各マスコミの取材時に「康竜」が、あたかも「一蘭」で修行を積んだかのような表現をしているのがこれにあたるのではないかと僕は疑う。

「一蘭」の対策本部の高橋さんは、「うちが果たして著名かどうかという」と謙遜なさっていたが、昨年暮れの日本テレビ放映の「美味しいラーメンベスト77」で、「女性が一人でも気軽に入れる人気店」として、第65位にランクインしていること、また、独特な閉鎖性の中で、他人と一言も喋らず、顔も合わせず、ラーメンの味だけに集中できるという話題性からマスコミに取り上げられることも多いことから、疑うことなく「一蘭」は著名な部類に入っていると、僕は考えている。

### 3. 販売後三年以内の新商品の形態も模倣

これは、写真8A・8Bの双方のラーメンを見れば一目瞭然である。何もここまで似せなくても…と思うほどそっくりである。

### 4. 営業秘密の不正取得・開示

「康竜」が「一蘭」に対して、スパイ行為を働いたかは定かではないが、店舗形態においては安易に模倣できることであり、営業秘密を盗用したとは断言できない。

また、営業秘密の取得に関しては、善意無過失で営業秘密を取得した者が、その期限内でそれを使用する場合は適用除外があると法律に明記してある。これは「康竜」側に有利と考えられる。

5. 原産地等誤認惹起行為  
該当なし

6. 競争者営業誹謗行為

明らかな誹謗中傷は見受けられないが、マスコミのインタビュアーの際、「康竜」店主が「ラーメン屋『一蘭』で修行を積んだ」と公言したことについては、「一蘭」の名誉毀損になるかどうか、難しいところである。

7～9. 該当なし

(以上、『コピー商品・類似商標の排除と撃退の方法』・『知的財産 錬金術とネーミング』より)

## 第五章 結論

以上のことを踏まえると、僕の見解では、「康竜」は「一蘭」に対して、不正な競争行為を行っていると考えざるを得ないように思える。故に僕は「一蘭」勝訴と見る。

次に、その理由を述べてみたいと思う。

1. 写真資料を見てもらえば一目瞭然だが、「康竜」は店舗形態・

システム・ラーメンの姿かたち・味、どの点をとっても「一蘭」の模倣に終始しており、「一蘭」と無関係とは思えない。これは、不正競争防止法における、混同惹起行為と言わざるを得ない。

2. 混同惹起行為であるということを証明するにあたり、「一蘭」側は、二〇〇〇名にアンケートをとり、そのうちの75%が「康竜」を系列店と勘違いしても不思議はないという回答を得ている。

3. 周知となっているか否かについては、「一蘭」が多くのマスコミに取り上げられていたことで証明できる。

4. 「康竜」がテレビ取材のインタビュアーで、「一蘭」の系列店である、または「一蘭」で修行を積んだという虚偽の供述をしていることも、録画されたビデオを見れば立証できる。

5. 「康竜」は、「一蘭」側から再三、客の混乱を招く表現を止めてもらおうように、また、誤解を招く営業スタイルを見直してほしいと要請されたにも関わらず、一時は謝罪したものの、改善の意志が無いことから、不正競争防止法違反の疑いがあると考える。

以上、自分なりに裁判の結果を予想してみた。「康竜」は、紛らわしい内装を改善すべきであるし、「一蘭」側に謝罪すべきである。賠償金については、具体的な数値は出せないが、今までの経緯を考えると、「康竜」は提示された金額を支払うべきだと思う。

(以上、一部『トラブルの勝ち方』を参考に考証)

## 終章 感想

この題材を扱った時、誰か弁護士や弁理士の方々に知恵を

貸していただくことも考えた。しかし本職の意見に頼りすぎるとオリジナリティを欠いた論考になってしまうと考え、敢えて自力で検証してみた。故に、あちらこちらで多くの矛盾点があると思う。似たような判例も探すことができなかった。法律の知識も浅い為、本来結論も出せるわけがない。

とりあえず僕は、今後この裁判がどのように結審するか興味深く見守っていくつもりである。

知的財産は守られるべきだと思ふ。しかし、その範囲が多岐に渡り、今ひとつ基準がはっきりしないものである為、訴訟などになった場合、消極的選択を優先する日本の裁判では、原告有利に進めることは極めて難しいと言わざるを得ない。

近い将来、日本にも知的財産基本法ができる予定があるという。もし知的財産を自分が所有した場合、転ばぬ先の杖で、特許・権利などを取得するなどの予防線を張っておくことの大切さを学んだ。

最後に、「康竜」に言いたいこと。

スープがぬるい！

ではなく、「康竜」は、模倣ではなく独自の方法で、旨いラーメンを作ることによって「一蘭」との戦いに臨むべきだと思う。

## 後記

この修論を『論集』に載せるにあたり、この訴訟がどういう結果を迎えたか、等についての後記を書くようにという指示があった。

十二月十四日、僕は久しぶりに「一蘭」渋谷店に行ってみた。去年のように地下への階段を下りていくと、以前は入店と同時に否定なしに目に入った、「康竜」との訴訟の経緯が記されている大きな

板が外されていることに気付いた。何か動きがあったことに違いないが、何の説明もなく看板が取り外されていたことに、大きな不安を覚えた。敗訴したのだろうか？

その場にいるアルバイトの店員に聞いても埒が明かれないと思ったので、この日は、相変わらず美味しい「一蘭」のラーメンに舌鼓を打ち、一旦引き揚げた。

その夜、以前修論を書くときにお世話になった、康竜訴訟対策本部の高橋さんと連絡を取ろうと、「一蘭」お客様相談室に電話をかけてみた。ところが高橋さんは既に退職したとのことで、他に以前電話した時のことを知っている社員もいないということだった。今回、僕の書いた論文が校内の論集に載ることになったので、その後この訴訟がどう結審したかを知りたいと伝え、連絡用のメールアドレスを伝えて、電話を切った。

次の日、「一蘭」から返事のメールをもらった(資料5)。

要約すると、「ラーメン康竜」全店舗内装変更の申し出があり、これにより両店の誤認混同が減ると判断したため、訴訟を取り下げ和解となったという内容である。

僕は、この短い「一蘭」からの返答だけでは不満に思った(突発的な取材だったので、仕方ないといえば仕方ないのだが)。そこで、自分なりに裁判の経過を知る方法はないかとインターネットで事例を検索してみたが、「裁判の途中経過は、当事者が自らホームページ等で開示していない限り公にはならない。事件が、和解という話し合いで決着したときも同様である。また、判決についても、公刊(雑誌などに掲載されること)されない」と、簡単に手に入れること

Date: Wed, 15 Dec 2004 16:40:58 +0900  
From: dengon@ichiran.co.jp  
To: [REDACTED]  
Subject: 有難うございます

おばた様

日頃のご愛顧、誠に有難うございます。

さてお問合せの件ですが先方より、「ラーメン康竜」全店舗の内装変更の申し出がありました。これによりお客様の誤認混同が減ると判断できましたので訴訟を取下げ、和解と相成りました。

今回の一件におきましてはお客様に多大な迷惑をおかけしたにもかかわらず多くのお客様のおもっことご支援を頂戴いたしました。心からとお詫びを申し上げます。今後とも一蘭を何卒よろしくお願いいたします。

一蘭 お客様の声係

一蘭Website <http://www.ichiran.co.jp>  
(携帯からもアクセス可能です)  
E-Mail [dengon@ichiran.co.jp](mailto:dengon@ichiran.co.jp)

## 資料5 「一蘭」からのメール

はできない」ということが分かった。折角自分なりに裁判の結末を予想したのに、結末を知ることが出来ず、非常に残念な結果となつてしまった。

ただ、僕が予想するに、「康竜」から「一蘭」へ、いくらかの示談金が支払われた上での和解だったのではないだろうか。しかし、僕にはそれを知る由もない。

ここは気を取り直して、「康竜」が本当に「一蘭」からの回答とあり、店舗の内装に変更を加えているかどうか知るために、自分の



写真9 改装後の「康竜」(12月17日現在)

目で確かめに行った。まず「康竜」渋谷店に向かつてみる。しかし、以前は確かに「康竜」渋谷店があったはずの場所は、他の店になってしまっていた。どうやら閉店してしまったようだ。無駄足にならないように、「康竜」中目黒店に電話をかけてみると、こちらの店は確かに存在していた。その足で「康竜」中目黒店に向かった。

「康竜」中目黒店に着いてみると、外装は以前と変わりはないが、中に入ってみると、不完全とはいえず、「一蘭」の模倣としか思えなかったあの仕切りが全て取り去られ、普通のラーメン屋の相を呈していた(写真9)。但し、ラーメンの注文用紙や赤い暖簾ラーメンの特徴などは以前そのまま変わっておらず(スープはちゃんと熱かった)、ここは「一蘭」が妥協したと思われる。

論集掲載にあたって、僕が独力で調べられたのはここまでである。将来、僕がこの論文を読み直した時に赤面するのは必至、と言える、極めて稚拙なものではあるが、ラーメン屋という身近な例を切っ掛けに、少しでも司法に興味を持てたという点では大変満足している。

〈主要参考文献〉

角田政芳・辰巳直彦『知的財産法』有斐閣アルマ

辻本一義・平井昭光『トラブルの勝ち方』通商産業調査会

大野幹憲『知的財産権入門』実業之日本社

岡田全啓『コピー商品・類似商標の排除と撃退の方法』中経出版

矢間治茂・小梶高一『知的財産錬金術とネーミング』鳥影社